

社会保障研究所の概要

昭和50年度

社会保障研究所

〒100 東京都千代田区西千代田3-1-1 (千代田)  
(社会福祉会館内)  
電話 3-1580/2511

—— も く じ ——

設 立 の 趣 旨	… 1
設 立 お よ び こ れ ま だ の 経 過	… 2
機 構	… 9
昭 和 50 年 度 事 業 計 画 お よ び 予 算	… 11
昭 和 50 年 度 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト	… 13
刊 行 物	… 17
昭 和 49 年 度 事 業 日 誌	… 22
役 員 ・ 顧 問 ・ 参 与 ・ 職 員 名 簿	… 32
社 会 保 障 研 究 所 法	… 34

## 設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとり、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いました。一歩その内容にたち入りてみると、いぜんとして各種の制度の間には著しいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつきと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみられるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても昭和37年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する報告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請してまいりました。

昭和40年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

なお、社会保障研究所の英文名は、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTE です。

# 設立およびこれまでの経過

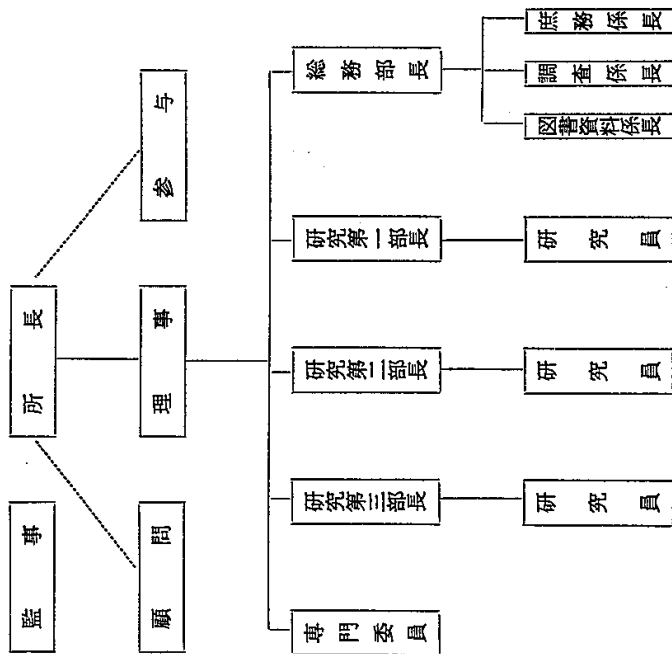
昭和39. 2. 18	社会保障研究所法案国会提出 (付託)	40. 6. 25	『季刊社会保障研究』創刊号発刊
6. 26	法案成立	7. 26	シンポジウム (旧第1回)「社会保障とは何ぞや」開催 (軽井沢) (7.26~27)
7. 7	社会保障研究所法公布施行 (法律第156号)	11. 10	ISSA文献委員会発足
11. 24	社会保障研究所所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大指名を受け、設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任命された。	11. 15	第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催 (日本勧業銀行) (11.15~18)
12. 17	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款等を決定	41. 2. 11	社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパネティ開催 講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者 蠟山政道 (帝国ホテル)
12. 21	社会保障研究所監事たるべき者として慶応義塾大学教授寺尾琢磨が大指名を受けた。	4. 1	昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別研究会を従来の5研究会から6研究会に、合同研究会を政策研究会に改め、トピックス的な問題をとりあげることになった。
40. 1. 11	設立登記完了により社会保障研究所成立	5. 15	常務理事木村又雄の辞職を発令
	役員として次のとおり発令	6. 2	常務理事に河角泰助 (前総理府社会保障制度審議会事務局長) を発令
	○理事 (非常勤) 塩野谷九十九 (名古屋大学教授)	7. 8	第1回社会保障教室開講 (7.8~9.22)
	○顧問 大内 兵衛 (社会保障制度審議会会長)	7. 18	シンポジウム (旧第2回)「社会保障の体系化」開催 (箱根) (7.18~19)
	東畑精一 (アジア経済研究所長)	10. 12	第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催 (日本都市センター) (10.12~15)
	長沼 弘毅 (厚生行政顧問)	42. 1. 11	監事寺尾琢磨、顧問大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与馬場啓之助・福武 直・館 稔再任
	○参与 馬場啓之助 (一橋大学教授)	3. 31	昭和41年度個人研究発表会開催
	福武 直 (東京大学教授)	4. 1	研究第2部長に地主重美を発令
	館 稔 (人口問題研究所長)	4. 18	研究第1部長に小沼 正を発令
	総務部長に加地夏雄 (前社会保障研究所設立準備事務局書記) を発令	6. 27	昭和42年度公開研究発表会開催
1. 12	社会保障研究所開所式挙行、業務を開始	9. 16	所長山田雄三、欧州の社会保障制度視察のため出
2. 1	社会保障研究所開所披露式開催 (目黒迎賓館)		
3. 4	社会保障研究所常務理事に木村又雄 (前社会福祉事業振興会常務理事) を発令		
6. 1	研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と、政策研究を中心とした合同研究会が発足		

42. 10. 30	張 (10. 16まで) 第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催 (日本都市センター) (10. 30~11. 2)	44. 8. 12	総務部長木代一男の辞職を発令, 後任総務部長に福田芳助 (前総理府社会保障制度審議会事務局長) を発令
11. 1	顧問に今井一男 (共済組合連盟会長) を発令	8. 15	第1回公開研究会「老後保障の方向をめぐって—英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して—」開催
43. 2. 1	『海外社会保障情報』創刊号発刊	10. 27	第5回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催 (都道府県会館) (10. 27~30)
2. 10	社会保障研究所シンポジウム (第1回・設立3周年記念) 開催 テーマ「社会保障と労働」(弘済会館)	10. 31	顧問 今井一男任期満了により辞任
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職を発令	11. 24	第2回公開研究会「イギリス年金白書と新しい国際動向について」開催
3. 2	総務部長に木代一男 (前公害防止事業団総務部長) を発令	12. 9	顧問に今井一男 (共済組合連盟会長) を発令
3. 19	所長山田雄三, 日米文化教育事業委員会 (アメリカ) に日本側代表として出席 (3. 25まで)	45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「社会保障における計画的視点」(医療保障の体系化) (弘済会館)
4. 1	研究第3部長に三浦文夫を発令	6. 2	第3回公開研究会「新経済社会発展計画と社会保障」開催
4. 14	主任研究員平石長久, 欧米の社会保障研究のため出張 (5. 24まで)	"	常務理事 河角泰助再任
5. 28	昭和43年度公開研究会発表会開催	8. 11	第4回公開研究会「欧米諸国における公的扶助の動向」開催
10. 28	第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催 (日本都市センター) (10. 28~31)	10. 19	第6回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催 (都道府県会館) (10. 19~22)
44. 1. 10	参与 館 総任期満了により辞任 所長 山田雄三, 理事 (非常勤) 塩野谷九十九, 監事 寺尾琢磨, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅, 参与 馬場啓之助・福武 直再任	46. 1. 11	第4回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「政治体制と社会保障」(法秩序における社会保障) (弘済会館)
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「社会保険と社会サービス」(弘済会館)	6. 7	総務部長福田芳助の辞職を発令
6. 3	昭和44年度公開研究会発表会開催		

46. 6. 25	第5回公開研究会「コミュニティと社会福祉」開催 総務部長に山崎 晋(前社会保険大学校教務課長)を発令 研究員高橋敏士, E C A F E主催セミナー(バンコク)に参加(9.10まで) 第6回公開研究会「西欧における社会保障の動向」開催 第7回社会保障研究所基礎講座「社会計画と社会保障セミナー」開催(都道府県会館)(10.18~21) 常務理事河角泰助の辞職を発令 常務理事に岡本和夫(前総理府社会保障制度審議会事務局長)を発令 顧問 今井一男再任 第5回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済情勢の変化と社会保障」「医療問題の論点」(霞が関東海俱樂部) 研究第3部長三浦文夫, 欧州の社会保障研究のため出張(5.10まで) 理事(非常勤)塩野谷九十九, 参与 馬場啓之助の辞任を発令 理事(非常勤)に馬場啓之助, 参与に塩野谷九十九を発令 第7回公開研究会「年金の自動調整」開催 研究第1部長小沼 正を調査役に, 後任研究第1部長に保坂哲哉を発令 第8回公開研究会「生活保護の動向」開催 所長山田雄三, I S S A 常任委員会(ジュネーブ)	47. 10. 23 48. 1. 10 1. 25 2. 5 4. 1 6. 6 8. 1 10. 29 12. 4 12. 8 49. 2. 5 6. 1 6. 3 6. 11	に出席(10.20まで) 第8回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.23~26) 所長 山田雄三, 顧問 大内兵衛・東畑清一・長沼弘毅, 参与 福武 直任期満了により辞任 理事(非常勤)馬場啓之助の辞任を発令 所長に馬場啓之助(一橋大学名誉教授)が大臣から発令された 監事 寺尾琢磨再任 理事(非常勤)に福武 直を発令 顧問に山田雄三(一橋大学名誉教授)を発令 第6回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉政策の基本的性格」「福祉政策と雇用問題」(霞が関東海俱樂部) 参与に平田富太郎(早稲田大学教授)を発令 第9回公開研究会「医療」開催 参与に浦田純一(前厚生省環境衛生局長)を発令 第9回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.29~11.1) 第10回公開研究会「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」開催 顧問 今井一男任期満了により辞任 第7回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと福祉政策」「最低賃金と最低生活保障」(霞が関東海俱樂部) 参与 塩野谷九十九再任 総務部長山崎 晋の辞職を発令 総務部長に田川 明(前厚生省社会局生活課長)
-----------	---	---	---

# 機 構

## 機 構 図



- 49. 6. 17 発令 第11回公開研究座談会「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」開催
- 8. 30 研究員大本圭野, 社会保障制度研究のためイギリスほかに出張 (50. 1. 6まで)
- 11. 5 第10回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館) (11. 5~8)
- 11. 26 第12回公開研究座談会「生活調査における家族周期的アプローチ」開催  
顧問山田雄三再任
- 50. 1. 25 第8回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済変動と社会保障」福祉社会の社会組織—社会福祉におけるコミュニティのあり方— (日本都市センター)
- 2. 10
- 2. 17 第9回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと社会保障」社会保障と社会福祉—社会福祉の法的課題— (福岡市民会館)
- 2. 28 研究第3部長三浦文夫, (財)政策科学研究所研究視察団員としてスウェーデンほかに出張 (3. 15まで)
- 3. 31 調査役小沼 正の辞職を発令

# 昭和50年度事業計画および予算

## 役員等

**所長, 理事, 監事** 本研究所の役員は, 所長, 理事および監事である。所長および監事は, 厚生大臣が任命し, 理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

**顧問** 顧問は, 所長の諮問に応じ, 本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し, 所長に意見を述べ。顧問は, 厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

**参与** 参与は, 所長の諮問に応じ, 本研究所の業務の運営に関する事項を審議し, 所長に意見を述べる。参与は, 学識経験を有する者のうちから, 厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

**専門委員** 専門委員は, 所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し, または専門的な調査研究を行なう。

**研究員** それぞれ経済学, 社会学, 社会政策等の専門学者として, 社会保障に関する制度, 経済, 社会等の面からの分析研究を行なう。

**事務職員** 研究所の庶務, 人事, 会計, 会議等の事務を処理するとともに, 図書資料の管理事務を行なう。

## 職員

## ○昭和50年度事業計画

社会保障研究所は, 社会保障研究所法に規定する目的を達成するため, 昭和50年度事業として次の事業を行うが, 研究事業費として 20,747 千円を計上し, 全額国庫補助金を予定している。

- I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究「昭和50年度研究プロジェクト」のとおり。
- II 社会保障に関する情報および資料の収集
  - 1 国内および海外における社会保障に関する文献, 図書および資料等の収集
  - 2 海外における図書, 資料の紹介および情報の交換, 国連等を中心とする海外の図書, 資料の翻訳, 紹介を行うほか, ISSA 関係の資料活動を引き続き実施する。
- III 調査研究等の成果の普及
  - 1 「季刊社会保障研究」の発行
  - 2 「海外社会保障情報」の発行
  - 3 研究叢書, 翻訳叢書, 所報等の発行
  - 4 基礎講座, シンポジウム等の開催
  - 5 その他成果の普及に必要な事業



# 昭和50年度研究プロジェクト

○昭和50年度収入支出予算 (単位 千円)

支 区	出		入	
	分	予算額	区 分	予算額
研究所	運営費	147,499	政府補助金	147,132
管理事務	費	126,752	政府補助金	147,132
(人件費)	与	105,455	収入	367
役員給与	与	91,908	保険料被保険者負担	367
非常勤手当	与	888		
法定福利分当金	与	7,061		
退職手当引当金	与	1,294		
繰上り	与	4,304		
管理予備費	与	21,126		
(管理事務費)	与	964		
参与等給与	与	1,824		
非常勤職員手当	与	18,338		
所費	与	171		
(交際費)	与	171		
交際費	与	20,747		
研究事業費	与	20,747		
(研究事業費)	与	4,372		
諸謝金	与	1,543		
調査旅費	与	1,040		
海外研究費	与	7,287		
研究費	与	2,150		
季刊誌刊行費	与	765		
海外社会保険費	与	3,590		
情報刊行費	与			
図書購入費	与			
計		147,499	計	147,499

## プロジェクトの基調

基調テーマとして、「福祉社会成立の基本的要件に関する研究」掲げる。福祉社会への移行が時代の課題として提唱されてきたが、日本の社会はどのような要件をそなえたとき福祉社会たる内実をそなえることができるか、最近における経済的・社会的な条件の変動はこれとどのように関わり合っているか、以下の諸研究会はこの基調的な課題をそれぞれ視点から究明していくことを意図している。

### 経済分析研究会

経済学の立場から、社会保障の展開過程を分析し、社会保障政策の性格やその効果、判断などについて、理論的実証的研究を行う。

#### 1 社会保障の再分配効果と、その要因分析に関する研究

昨年度は、インフレーションとの関連で再分配効果を分析したが、本年度は、とくに次の2点を中心にして、ひきつづき研究を行う。第1は、ライフ・サイクルと所得分布の関連を明らかにし、再分配政策のあり方を検討する。第2は、所得階層を、経済的、社会的、人口動態的要因に即して再分類し、それぞれのグループにおける再分配効果と、各要因構成変化の双方から、再分配効果の要因分析を行う。

#### 2 社会的支出の国際比較的研究

前年度は、医療、教育、福祉等への消費支出に関し、直接・間接に公的制度を通して行われるものを国際比較的に実証分析した。本年度は、さらに住宅等を加えて対象項目を拡大し、対象年次も1970年代の最近時まで拡げるとともに、変化のパターンを時系列的、横断面的に明らかにすることに留意して、社会的支出の変動法則を追求していく。

### 統計調査研究会

社会保障水準を測定するために基礎的な統計資料を整備し、わが国社会保障の充足状況の把握に資する。

- 1 社会保障水準統計資料の体系的整備  
府県別等の地域別統計を利用して、社会保障水準に関する諸指標と社会・経済諸指標との関連を体系的に把握できよう諸統計の整理をしていく。
- 2 家族周期段階別にみた世帯の生活実態調査結果の解析  
さきに静岡県掛川市において実施した「中高年者生活総合調査」の結果を利用して、中高年者層の生活構造の特徴を、世帯、家計、健康、栄養状態の各分野から総合的に分析していくことを昨年度にひきつづき行う。

### 社会分析研究会

社会学の立場から社会保障の形成、発展の基盤を究明するとともに、社会保障の政策、運営、組織及び社会的効果などについて、理論的実証的研究を行う。

- 1 現代社会における福祉組織の諸問題  
わが国の保健、福祉はかつてないほどの発展と変化がみられる。このなかで保健、福祉分野における組織の在り方が改めて問題となっているが、昨年度はとくに社会福祉の組織について検討を行ってきた。本年度はこれをひきつづき発展させ、保健と社会福祉の関連を組織論の立場から研究すると同時に、福祉社会建設の条件の一つとなる福祉組織の在り方を追求する。

- 2 ソーシャル・アドミニストレーションに関する理論的基礎研究

ソーシャル・アドミニストレーション（社会行政あるいは社会福祉管理）は、わが国の社会福祉を考へる場合に、有効な研究の分野と方法になるものと思われ。このために一昨年度はじめてこの研究を取り上げ、昨年度はとくにイギリスにおけるソーシャル・アドミニストレーション理論の形成過程について研究を行ってきた。本年度はこの研究をひきつづき発展させ、一方、欧米諸国の研究動向を追求し、わが国の社会福祉行政（計画）、運営等に資することを期する。

### 経済・社会研究会

福祉社会の成立要件に関する研究

現代の先進国の社会は「議会民主主義——産業主義——福祉政策」といった複合的社会的の形をとっている。この複合的社会的が福祉社会でありうるためには、これら主要な構成要素の結び付きの仕方について満さなくてはならない要件があると考へられる。この問題の解明に役立つと思われ、研究論文を、代表的な経済学・社会学などの学術誌のなかから選んで、これらに検討を加えていきたい。

### 制度研究会

社会保障および関連分野における国際動向と各国制度の特質を明らかにするため、比較研究と歴史的研究を行う。

- 1 社会保障の長期発展パターンに関する国際比較研究  
各国社会保障制度の特質とそれを規定する要因を歴史的な形成・発展過程をたどることによって明らかにしつつ、発展パターンの類型化と制度の有効性を比較・評価することが本研究のねらいである。昨年度は、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツにおける重要な社会保障形成・改革の動きを

とらえて歴史的研究を試みた。本年度は、さらにそれを進めるとともに、各国システムの有効性の比較・評価方法についても検討する。その場合、所得保障に重点を置く。

2 発展途上国の貧困問題と社会政策に関する研究

一昨年度来、発展途上国が当面している社会問題の性質と広がりを見事に明らかにし、それらの問題に対する対応のしかたを社会立法と社会政策の面でもとらえることを目的として若干のヒアリングを重ねてきた。本年度は、社会問題のなかでも大量貧困の問題を中心として取り上げ、アジアおよびラテン・アメリカ地域の諸国を対象にして、各社会政策領域および隣接領域の専門的立場から研究を進める。

政策研究会

社会保障のいろいろな分野におけるトピックスをとりあげて、報告や討論を行う。また、前年度と同様、政策判断の根拠などについて、効果と財源の諸問題に対する検討をとくに配慮し、社会計画に利用できる資料の整備を行う。

機 関 誌

『季刊社会保障研究』  
この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回 (Vol. 11. No. 1~No. 4) 刊行する。

『海外社会保障情報』

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回 (No. 30~No. 33) 刊行する。

翻 訳 叢 書

調査研究等の成果の普及の環として関係文献の翻訳を行っている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO編『世界各国における社会保障の費用 (1958~1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度』(1964)』
- 3 R. M. テイトマス著『福祉国家の理想と現実』(谷訳)
- 4 M. S. ゴードン著『社会保障の経済分析』(地主他訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1967)』
- 6 ILO編『世界各国における社会保障の費用 (1961~1963)』
- 7 ベヅァリジ報告『社会保障および関連サービス』(山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障

研究叢書

- 障制度(1969)』(平石, 保坂, 山崎訳)  
 9 R. M. ティトマス著『社会福祉と社会保障』  
 (三浦・渡辺他訳)  
 10 『ILO・社会保障への途』(塩野谷, 平石, 高  
 橋訳著)  
 11 ILO編『世界各国における社会保障の費用  
 (1964~66)』(平石, 保坂, 山崎訳)

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書  
 にし, 広く発表している。既刊は次のとおりであ  
 る。

- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
- 2 『インド社会保障の史的考察』(平石著)
- 3 『家族周期と児童養育費』一児童養育費調査報  
 告書(中鉢編)
- 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)
- 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤沢他著)
- 6 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)
- 7 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)

未定稿の中間報告, 議事録および文献解説などを  
 取り扱う。既刊は次のとおりである。  
 No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基  
 礎問題」

- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何  
 ぞや』(その1)」  
 No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何  
 ぞや』(その2)」

所内研究資料

- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費  
 の統計的研究」  
 No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」  
 No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何  
 ぞや』(その3)」  
 \*
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別  
 統計による経済的要因と社会的要因との相  
 関について」  
 No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域  
 格差」  
 No. 6603 議事録「児童手当制度について, 経済計  
 画における社会保障」  
 No. 6604 文献解説「生活水準指数」  
 No. 6605 議事録「社会保障の体系化」  
 No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—  
 社会実態調査—」  
 \*
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用  
 方法」  
 No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連  
 方式による試算 大正14年~昭和40年—」  
 No. 6703 個人報告「山田渡歌報告」  
 No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会  
 的関係網」  
 No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案  
 の内容について—」  
 \*

- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開(1959~1963)—アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみたる社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職年金と社会保障」
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「貧困測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
- No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、ファウンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉、社会保障関係目録(論文の部)—社会福祉を中心に(1960~1970)—」
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
- No. 7102 文献解説「社会経済的ディベロプメントの内容測定」
- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会

- 保障論の一系譜」
- No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」
- No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」
- No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」
- No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
- No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
- No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」
- No. 7401 翻訳「イタリアの労災補償」
- 1 「戦後の社会保障」(本論)」
- 2 「戦後の社会保障(資料)」
- 3 「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集)
- 1 図書目録(1966年, 1968年, 1971年, 1973年)
- 2 *Social Security in Japan* (1967)

単行本

その他

# 昭和49年度事業日誌

昭和49. 4. 9	制度研究会 (第1回) 報告内容「昭和49年度研究プロジェクトの検討—社会保障の長期発展パターンに関する国際比較—」報告者 専門委員 藤沢益夫	49. 5. 21	三浦文夫, 研究員 高橋敏士 専門委員会開催 議題「(1)49年度研究プロジェクトについて (2)季刊社会保障研究9巻3号~4号について (3)研究教書「貧困—その測定と生活保護—」(3) その他
4. 16	社会分析研究会 (第1回) 報告内容「社会福祉施設計画について」報告者 厚生省社会局施設課長 館山不二夫	5. 23	経済・社会研究会 (第2回) 報告内容「混合体制の方向づけについて」報告者 顧問 山田雄三
4. 23	社会分析研究会 (第2回) 報告内容「重症心身障害児施設におけるマンパワー問題」報告者 厚生省児童家庭局企画課 山崎昌矩	"	定例役員会 (第98回)「(1)事業の実施状況について (2)その他」
4. 25	経済・社会研究会 (第1回) 報告内容「社会的共同消費手段の不足による新しい貧困について」報告者 研究員 大本圭野	5. 28	統計調査研究会 (第2回) 報告内容「昭和49年度全国消費実態調査の概要について」報告者 総理府統計局調査部 椎名克夫
"	定例役員会 (第97回)「(1)事業の実施状況について (2)その他」	"	政策研究会 (第1回) 報告内容「昭和49年度厚生省予算について」報告者 厚生省大臣官房会計課 内藤 列
5. 7	統計調査研究会 (第1回) 報告内容「物価騰貴の中での低所得世帯の家計」報告者 中央大学教授 江口英一	6. 1	参与 塩野谷九十九再任
5. 9	経済分析研究会 (第1回) 報告内容「住宅支出の国際比較」報告者 研究員 城戸喜子	6. 3	総務部長山崎 晋の辞職を発令
5. 14	制度研究会 (第2回) 報告内容「フランスにおける老後の生活保障」報告者 名古屋市立大学助教授 上村政彦	6. 11	総務部長に田川 明 (前厚生省社会局長生活課長)を発令
5. 20	カナダ McGILL UNIVERSITY (School of Social Work) Mr. David E. Woodsworth 氏が来所平石主任研究員と懇談	"	制度研究会 (第3回) 報告内容「西ドイツ社会保障の基本構想」報告者 研究第1部長 保坂哲哉 第11回公開研究会 テーマ「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」レポート 慶応義塾大学教授・専門委員 藤沢益夫, 名古屋市立立大学助教授 上村政彦, 研究第1部長 保坂哲哉 司会 横浜市立立大学教授・専門委員 小山路男 (金日通労働会館)
5. 21	社会分析研究会 (第3回) 報告内容「昭和49年度の研究の進め方について」報告者 研究第3部長	6. 18	社会分析研究会 (第4回) 報告内容「ソーシャル・

49.	6. 18	アドミニストレーション論の構想」報告者 高橋敏士 政策研究会 (第2回) 報告内容「老人医療の現状と問題点」報告者 関東信越地方医務局長 苦米地孝之助 ILOジュネーブ本部 渡辺 進氏が来所、馬場所長、保坂、地主岡部長と懇談 経済・社会研究会(第3回)報告内容「現代産業社会への基礎視角—馬場啓之助著『資本主義の逆説』をめぐって—」報告者 研究員 高橋敏士、小林長二	江見康一 経済・社会研究会 (第4回) 報告内容「山田雄三著『社会保障政策論ノートをめぐって』報告者 参与 塩野谷九十九 定例役員会 (第100回) 統計調査研究会 (第4回) 報告内容「家計調査の簡易化にかんする若干の検討」報告者 厚生省統計調査官 前田正久、学習院女子短大 湯本和子、研究員 大本圭野 研究員 大本圭野 社会保障制度研究のためイギリスほかに出張 (50.1.6まで) 社会分析研究会 (第6回) 報告内容「地方自治と公益—住民参加の視点から—」報告者 学習院大学教授 北村公彦 専門委員会 報告内容「世界人口会議出席の報告」報告者 専門委員 安川正彬 制度研究会 (第5回) 報告内容「アメリカ老齡遺族年金保険の成立—社会保障連邦法の1939年改正について—」報告者 一橋大学助手 藤田伍一 政策研究会 (第4回) 報告内容「遺族年金受給者の実態調査について」報告者 厚生省年金局数理課 鎌形健三
	6. 19	「	「
	6. 20	「	「
	「	定例役員会 (第99回)「(1)事業の実施状況 (2)その他」 統計調査研究会 (第3回) 報告内容「住宅政策の問題点—住宅需要実態調査結果を中心に—」報告者 建設省住宅計画課 鈴木俊夫 経済分析研究会(第2回)報告内容「貧乏と疾病」報告者 経済企画庁経済研究所 市川 洋、国立公衆衛生院衛生行政室 西 三郎 制度研究会 (第4回) 報告内容「イギリス国民保健サービスの発展」報告者 健保連 一圓光弥 社会分析研究会 (第5回) 報告内容「イギリスにおける Social Administration 教育の動向」報告者 法政大学教授 北川隆吉	「
	6. 25	「	「
	6. 27	「	「
	7. 16	「	「
	7. 18	「	「
	7. 23	「	「
	7. 25	「	「
	49. 7. 25	「	「
	「	「	「
	7. 30	「	「
	8. 30	「	「
	9. 17	「	「
	「	「	「
	9. 24	「	「
	「	「	「
	9. 26	「	「
	「	「	「
	「	「	「

49. 10. 3	統計調査研究会 (第5回) 報告内容「カナダの世帯構成の変化——最近の国勢調査から——」報告者 専門委員 森岡清美	49. 11. 26	学教授・専門委員 森岡清美, 調査役 小沼正, コメント 日本女子大学教授 一番ヶ瀬康子, 国民生活センター調査研究部長 川端良子
10. 14	School of Social Work, University of Michigan の Professor Laraine Perry が来所, 「Social Administration」について, 小林研究員ほか社会分析研究会研究協力者と懇談		司会 慶応義塾大学教授・専門委員 中鉢正美 (全日通労働会館)
10. 22	社会分析研究会 (第7回) 報告内容「ヨーロッパにおける社会福祉施設の現状について」報告者 東京都中央児童相談所 荒川 博	11. 28	経済・社会研究会 (第7回) 報告内容「先進産業社会の問題——パターソンズとベルの指摘をめぐって——」報告者 所長 馬場啓之助
10. 24	定例役員会開催 (第102回)		経済分析研究会 (第5回) 報告内容「所得の不平等度の測定について」報告者 総理府統計局調査部 藤本喬雄
10. 31	経済・社会研究会 (第6回) 報告内容「パターソンズとウェバーの『産業化論』について」報告者 研究員 小林良二	12. 2	合同役員会開催 (第103回)
	第10回社会保険研究所基礎講座開催 (全日通労働会館)	12. 3	社会分析研究会 (第8回) 報告内容「社会福祉における住民参加」報告者 東京都老人研究所 前田 大作
11. 5~8	政策研究会 (第5回) 報告内容「健康保険の財政について」報告者 専門委員 小山路男		政策研究会 (第6回) 報告内容「厚生白書について」報告者 厚生省大臣官房企画室 田中富也
11. 12	制度研究会 (第6回) 報告内容「ネガティブ・インカム・タックスについて」報告者 世界経済調査会 嘉治佐代	12. 10	制度研究会 (第8回) 報告内容「最近におけるアメリカ医療保障の動向」報告者 国立公衆衛生院 前田信雄
11. 14	統計調査研究会 (第6回) 報告内容「昭和48年度掛川市中高年世帯における世帯の概況」報告者 専門委員 森岡清美	12. 17	統計調査研究会 (第7回) 報告内容「昭和48年度掛川市中高年世帯における宗教設備の家族周期的分析」報告者 東京教育大学大学院 高橋博子
11. 20	制度研究会 (第7回) 報告内容「第17回国際社会福祉会議に出席して」全社協 根本嘉昭	12. 19	経済分析研究会 (第6回) 報告内容「最近における医療費の動向」報告者 厚生省保険局調査課 加藤 藤四郎
11. 26	第12回公開研究会開催テーマ「生活調査における家族周期的アプローチ」レポート 東京教育大		経済・社会研究会 (第8回) 報告内容「階級・市民権・社会発展——T. H. マーシャルの所説をめぐ



49. 12. 24	「って」報告者 研究員 高橋敏士 社会分析研究会 (第9回) 報告内容「福祉事務所 の再編成問題について」報告者 研究第3部長 三 浦文夫、研究員 小林良二		
"	政策研究会 (第7回) 報告内容「社会保障制度の 長期構想について」報告者 専門委員 小山路男		
"	Dr. T. I. Mathew (Regional Social Security Officer, I. L. O.) が来所平石主任研究員と懇談。		
50. 1. 16	統計調査研究会 (第8回) 報告内容「昭和48年度 掛川市中高年世帯における栄養調査の結果につい て」報告者 国立栄養研究所調査統計部長 長嶺晋 吉		
1. 20	専門委員会開催 (ホテル・ニュー・ジャパン)		
1. 21	社会分析研究会 (第10回) 報告内容「老人福祉に おける組織のありかた」報告者 大阪医科大学教授 吉田寿三郎	2. 13	政策研究会 (第8回) 報告内容「昭和50年度厚生 省予算について」報告者 大臣官房会計課 末次彬 第9回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ
1. 23	経済分析研究会 (第7回) 報告内容「所得分布と 社会的要因」報告者 市川 洋	2. 17	(1)「インフレと社会保障」レポート 社会保障研究 所研究第2部長 地主重美 コメント 福岡大学教 授 伊東正則 司会 社会保障研究所長 馬場啓之 助 テーマ(2)「社会保障と社会福祉——社会福祉の 法的課題」レポート 九州大学教授 荒木誠之、九 州大学助教授 古賀昭典 コメント 北九州大学教 授 高橋 武、社会保障研究所調査役 小沼 正 司会 九州大学教授 林 迪廣 (福岡市民会館)
"	経済・社会研究会 (第9回) 報告内容「T. H. マ ーシャルの福祉社会論」報告者 所長 馬場啓之助 定例役員会開催 (第104回)		
1. 25	顧問 山田雄三再任		
"	設立10周年記念論文集「現代の福祉政策」刊行		
1. 30	制度研究会 (第9回) 報告内容「アジア諸国の社 会保障」報告者 健保連 一圓光弥	2. 18	I. L. O. Regional Social Security Adviser (Re- gional Office for Asia) の T. Thompson 氏が来所、 保坂部長、平石主任研究員と懇談。
2. 6	制度研究会 (第10回) 報告内容「フランスの協約 年金」報告者 名古屋市立大学助教授 上村政彦		
2. 10	第8回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ 「社会分析研究会 (第11回) 報告内容「保健衛生と 組織」報告者 専門委員 橋本正巳	2. 20	

2.22	所長 馬場啓之助、衆議院予算委員会に参考人と して出席、意見陳述		
2.25	統計調査研究会 (第9回) 報告内容「英国の家計 調査について」報告者 研究員 大本圭野	3.20	経済・社会研究会 (第11回) 報告内容「西ドイツ 社会的市場経済における社会政策」報告者 研究第 1部長 保坂哲哉
"	政策研究会 (第9回) 報告内容「新しい年金の考 え方」報告者 医務金融公庫総裁 山本正淑	"	定例役員会開催 (第106回)
2.27	経済分析研究会 (第8回) 報告内容「年齢要因か らみた医療の動向」報告者 厚生省統計情報部 中 村文子	3.31	調査役 小沼 正の辞職を発令
"	経済・社会研究会 (第10回) 報告内容「R. M. Titmuss の福祉社会論」報告者 研究員 小林良 二		
"	定例役員会開催 (第105回)		
2.28	研究第3部長 三浦文夫 (財)政策科学研究所研 究視察団員としてスウェーデンはかに出張 (3.15ま で)		
3.11	経済分析研究会 (第9回) 報告内容「インフレ下 における低所得階層の経済行動」報告者 総理府統 計局 藤本喬雄		
"	政策研究会 (第10回) 報告内容「ILO条約 102 号について」報告者 厚生省大臣官房国際課 網島 衛		
3.18	統計調査研究会 (第10回) 報告内容「地方小都市 中高年の居住形態の考察——家族構成と所得構成 の側面から——」報告者 お茶の水女子大学 高木 みち子		
3.19	イスラエル国 ヒーブルール大学教授 Itzhak Galnoor, Ph. D. が来所、馬場所長、保坂部長と懇		

# 役員・顧問・参与・職員名簿

<昭和50年4月1日現在>

## ★ 役員

所長 馬場啓之助  
 理事 岡本武和  
 理事(非常勤) 福尾琢直  
 監事(非常勤) 寺磨磨  
 東京大学教授  
 慶応義塾大学名誉教授

## ★ 顧問・参与

(順不同)

顧問 山田雄三 一橋大学名誉教授  
 参与 塩野谷九十九 名古屋大学名誉教授  
 参与 平田富太郎 早稲田大学教授  
 参与 浦田純一

## ★ 職員

(主任研究員以上)

研究第1部長	保地三平	坂主浦石原川	哉美夫久満明
研究第2部長	地三平	主浦石原川	哲重文長利
研究第3部長	三平	浦石原川	
主任研究員	曾田		
総務部長			
専門委員(非常勤)	青江大	井見熊沼山橋鉢本	夫一郎正男武美巳
"	江大	見熊沼山橋鉢本	和康一路正正
"	大	熊沼山橋鉢本	
"	小	沼山橋鉢本	
"	小	山橋鉢本	
"	高	橋鉢本	
"	中	鉢本	
"	橋	本	
"			
"	藤松森安	澤原岡川	夫郎美彬
"			
"			
"			

# 社会保障研究所法

昭和39年7月7日法律第156号  
昭和45年6月1日法律第111号

第1章	総則	(第1条—第7条)
第2章	役員等	(第8条—第16条)
第3章	業務	(第17条・第18条)
第4章	財務及び会計	(第19条—第26条)
第5章	監督	(第27条・第28条)
第6章	雑則	(第29条・第30条)
第7章	罰則	(第31条—第35条)
附		

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。（事務所）

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

### (定款)

第4条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員に関する事項
- (5) 業務及びその執行に関する事項
- (6) 資産に関する事項
- (7) 会計に関する事項
- (8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。（登記）

第5条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第50条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

## 第2章 役員等

(役員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の職務及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要がある認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員任期)

第11条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団

体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

(役員解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員任命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

## 第3章 業務

(業務)

第17条 研究所は、第1条（目的）の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

(2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

(3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

#### 第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年

度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

#### 第5章 監督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

- 第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第6章 雑 則

(解 散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協 議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第4条第2項(定款の変更の認可)、第17条第2項(業務の認可)、第20条(予算等の認可)は第23条第1項(一時借入金の認可)の規定による認可をしようとするとき。
  - (2) 第21条第1項(財務諸表の承認)又は第25条(給与及び退職手当の支給の基準の承認)の規定による承認をしようとするとき。
  - (3) 第26条(財務及び会計に関する事項の省令委任)の厚生省令を定めようとするとき。
- 2 厚生大臣は、第20条(予算等の認可)の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

## 第7章 罰 則

(罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、

又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項(報告及び検査)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

- (1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- (1)の2 第4条第3項(定款の変更の届出)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第5条第1項(登記)の規定による政令に違反して登記することをしたとき。
- (3) 第17条第1項(業務)に規定する業務以外の業務を行なったとき。
- (4) 第24条(余裕金の運用)の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (5) 第27条第2項(監督命令)の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条（名称の使用制限）の規定に違反して社会保険研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処す。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の設立）

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項（研究所の設立）の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

（経過規定）

第6条 この法律の施行の際現に社会保険研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条（名称の使用制限）の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条（事業年度）の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20条（予算等の認可）中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第9条（略）

（所得税法の一部改正）

第10条（略）

（法人税法の一部改正）

第11条（略）

（厚生省設置法の一部改正）

第12条（略）

（地方税法の一部改正）

第13条（略）

附 則（昭和45年6月1日法律第111号抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。（後略）